

千葉県告示第307号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月1日

千葉市長 神谷俊一

- 1 委託の先  
スポーツクラブNAS株式会社  
東京都千代田区丸の内1丁目8番1号  
代表取締役社長 柴山 良成
- 2 委託施設  
青葉の森スポーツプラザ（野球場・陸上競技場・庭球場・弓道場）
- 3 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで